

令和7年

第2回市議会臨時会 報告第1号

専決処分の報告について

令和6年12月26日函館市山の手3丁目44番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を令和7年2月27日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和7年5月19日提出

函館市長 大 泉 潤

- 1 損害賠償の額
324,600円
- 2 損害賠償の相手方
函館市に在住する60歳代の男性